

川崎市立図書館電子図書館サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則（平成2年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）が電子書籍の貸出し等を行うサービス（以下「電子図書館」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 電子図書館の名称は、「かわさき電子図書館」とする。

(提供方法)

第3条 電子図書館は、インターネットにより提供する。

2 電子図書館の利用は、ID、パスワードの認証により行う。

(利用者)

第4条 電子書籍の館外貸出しを受けることができる者（以下「利用者」という。）は、規則第6条第2項に定めるものとする。

2 電子書籍の貸出しを受けようとする利用者は、貸出カードの提示を必要としない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第5条 図書館長は、前条第1項に該当する利用者に電子図書館のID及び初期パスワードを交付する。

2 利用者は、初回ログイン時に初期パスワードを変更しなければ電子図書館を利用できない。

3 利用者がID及びパスワードを紛失又は不明とした場合は、図書館に届け出なければならない。

4 利用者は、ID及びパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。

5 利用者の故意又は過失によりID及びパスワードが利用者以外に利用され、損害が生じた場合について、図書館はその責任を負わない。

(貸出数量及び貸出期間)

第6条 電子書籍の貸出数量及び期間は、規則第10条に基づき、3点以内で貸出日から15日以内とする。

2 利用者は、貸出中の電子書籍に他の利用者から予約がない場合に限り、前項の期間内に1回まで貸出期間の延長をすることができる。

3 電子書籍の貸出期間が満了したときは、自動的に返却されるものとする。

(予約)

第7条 利用を希望する電子書籍が貸出しされている等のため直ちに利用できない場合は、貸出しの予約をすることができる。

2 電子書籍の予約数量は、3点以内とする。電子書籍の予約冊数は、川崎市立図書館予約・リクエスト要綱（平成18年10月1日施行）第4条第1項による予約冊数に含まないものとする。

3 予約に伴う取置期間は、貸出しが可能になった日の翌日から7日間とする。

4 前項に定めた期間を過ぎても貸出処理がされない場合は、当該予約を取り消したものとみなす。

5 予約した電子書籍の状況については、利用者がかわさき電子図書館のホームページにログインして行うものとする。

（通信料金の負担）

第8条 電子図書館に接続する際に発生する通信料については、全て利用者負担とする。

（著作権法に関する禁止行為）

第9条 利用者は、電子図書館で提供される電子書籍を複製してはならない。

（サービスの停止）

第10条 次に該当する場合には、電子図書館の全部又は一部を休止することができる。

（1）電子図書館の提供に係る設備の保守点検、更新等を行う必要があるとき。

（2）天災地変その他の不可抗力により、電子図書館の運用ができないとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、電子図書館の利用に係る業務を休止する必要があると図書館長が認めたとき。

（賠償責任）

第11条 利用者の電子図書館利用により次の損害が生じた場合について、図書館はその責任を負わない。

（1）利用者が被った損害

（2）利用者が第三者に与えた損害

（利用の停止）

第12条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、当該利用者の電子図書館サービスの利用を停止することができる。

（1）不正な手続きにより電子書籍を利用したとき。

（2）電子書籍の利用に係る設備又はデータを損傷したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、電子書籍の利用が適当でないと図書館長が認めるとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月21日から施行する。